

近世の座頭にみる職業素描

原 田 信 一

1、時代背景への管見の意味

標題に沿った論述をすすめるまえに、まず、本拙稿が触れる歴史的範囲とその時代背景を皮相面だけでも観取しておくことの必要があるとかがえた。その理由は、標題にも表示したとおり、本拙稿が標榜にした内容が、座頭⁽¹⁾に視点をあてた研究論文であるところから、その時代に生きた座頭達の周辺を取り巻く生活実態の探求をおこなうとともに、その時代に施行された政策並びに、当時の社会を構成した社会階層から湧出した諸様相などを、十分に把握することを御座なりにはできぬとかがえた。つまり、研究対象が座頭という所謂、身体に障害をもつ社会的弱者の人々であるため、上述のような時代の諸動向から多分に影響を受け易い立場にあるとかがえられるので、敢えて、その時代の背景を再度、管見し筆触を試みようとするものである。

言うまでもなく筆者は、歴史学については全くの門外漢であるので、既に先学者方が、これまで成果を挙げられてきた幾多の歴史的学術研究、著書、貴重な史料などの中から、その一端を参酌して筆致をすすめてゆくことを、予め告げておかねばならない。

本拙稿の前段部分に使用した主たる文献は、安良城盛昭⁽²⁾、松平太郎⁽³⁾、栗田元次⁽⁴⁾、三上参次⁽⁵⁾、本庄栄治郎⁽⁶⁾、北島正元⁽⁷⁾、藤野保⁽⁸⁾、木村礎⁽⁹⁾、井上準之助⁽¹⁰⁾、所理喜夫⁽¹¹⁾の各氏ほか岩波講座『日本歴史』九卷「近世(一)」、十三卷「近世(五)」などその他の著書、研究論文を参考にしており、後段部分では、本居内遠⁽¹²⁾、中山太郎⁽¹³⁾、成田守⁽¹⁴⁾、生瀬克巳⁽¹⁵⁾、加藤康昭⁽¹⁶⁾、中野幡能⁽¹⁷⁾、永井彰子⁽¹⁸⁾、石井良助⁽¹⁹⁾、各氏のほか「仏教民俗学大系」二

巻、講座「日本の民俗宗教」七巻、大系「日本歴史と芸能」六巻などをはじめ、その他多数の著書、研究論文などからも得た史実を土台とし、また、参考として論述している。

2、封建的ヒエラルヒー

さて、周知の通り、近世における幕藩体制の政治的特色を一言するとすれば、我が国中世のころに、萌芽をはじめたとも言われている封建社会制 (feudalism)⁽²⁰⁾ のそれを江戸幕府は継承し⁽²¹⁾、その後も懈ゆまず、幕藩封建社会体制の確立を目途として、厳格なる封建的ヒエラルヒーにもとづく執政⁽²²⁾を施行するとともに、その存続につとめたことについては、今更あらためて言うまでもないことであろう。

そして、幕藩封建社会体制の構造分析をおこなうと、その実相の根底には、つねに、将軍の大名にたいする、そして大名の家臣にたいする圧倒的優位という主従関係⁽²³⁾にもとづく階級制が潜在しており、さらに、それまでの体制を後世に連関づけ、継承維持し、その形態と圧政とを歴代執政の基礎におく構造体質であつたことも判るのである。

また、思想面においても、上下関係を基調とする思潮化への常套化と、一方、治世において上述してきた思想の乾枯化に落入らぬための気くぼりにつとめた政策遂行であつたのである。

こうした執政の展開の底流にある厳格なる封建的ヒエラルヒーの構図は、当然のことのようにならぬように武士階級の下部に位置づけた農・工・商などの社会階層をもつくりあげ、そこには、服従と搾取を恣しいままにし、その階級制の階層内部における区分とその固定化を厳重に定着化させ、浸透化させていったのであつた。

さらに、そうした士・農・工・商の四階層以外の階層群の存在も忘れることはできない。その中には、公家、学者、神官、医者そして僧侶などのように、社会的にも特別な位置づけを受けていた特殊な人々のあつたのも事実ではある

が、それらとも全く別で、むしろどの階層からも外れて取り残された民衆層のあった人々をさしているのである。

これらの階層に属した人々は、長い間、歴史の時空から取り残され、避忌され、社会的にひよる存在におかれた足跡がある。これらの人々を本庄栄治郎氏の言葉をかりれば、近世における賤民と呼ばれる民衆層に在った人々であった。

近世にあっては、そうした人々の当時における生活実態の史実部分が、断片的の残存物に留まっていた、いま一つ不明瞭なままでわが国の歴史を刻んできているのである。

本居内遠著「賤者考」⁽²⁴⁾によると、近世における賤者の種類の数が、意外にも多いところに刮目すべき点がある。恐らくそれに比した賤者の人口数も多かったものと推量できそうである。

そして勿論、本居内遠が当時の世態を十分に実態把握したうえでの賤者の類別に言及されることが窺知できる。そしてきわめて正確な実情の記述であることも氏の著書を通読してみて納得できるのである。そのなかには、座頭も賤者層の一員として包含されていたことの実態も記述されている。

賤者に関する詳述は、後に述べることにするが、前述もしてきたように、江戸幕府は、上は大名から、下は賤者層にいたる各階層を統合化し、社会階級制度そのものを現実のものとして統括し、維持してゆくことが、幕府としての大眼目の一つであったと同時に、それぞれの階層内の種別化の厳存と、さらに、種別化内部における上下関係をも厳重に厳守していたことも多数の歴史書にも記述されている通りである。

たとえば、武士階級についてみても、上は將軍より下は足輕中間に至るまで、階級の差によって格式が定められていて、御三家、御家門、譜代・外様などの区別、封土によって国主、準国主、城主、邑主（陣屋持）などの格があり、幕府直属の武士には、旗本・御家人の二種があり、また家格により官位の昇進、城内の座席、邸宅建築様式、礼装・衣服の制限、行旅行列の道具供揃、登城の前後、献上物、拝領物などに至るまで、決して分を超えてはならないとする厳しい規定があったのである。⁽²⁵⁾

つぎに、農民についてみても、そこには種々の身分の順位がみられる。たとえば、庄屋・組頭・百姓代などのような村役人と一方、一般農民との間には厳然とした区別が顕著であったのであり、高持の大地主のごときは、おのずから、平百姓よりは社会的に高地位を占めさせ、小作人などは、社会的地位は、きわめて憐れなものであったと伝えられている。しかも、それら身分階級は、すべて世襲制であったのである。⁽²⁶⁾

また、町人の間においても、本家と別家、主人と奉公人、親方・職人・徒弟の区別が厳存しており、家持ちと店子（借家人）との間には大変な懸隔があったのであり、各階層のなかでも、最も自由な気風に富んでいたと言われていた町人階級においてでさえ、種々なる順位などによる厳しさや束縛があったと言われている。⁽²⁷⁾

3、賤者層の内面洞察

ところで、本稿においては、題材でもある座頭たちに特に視角をしぼって、論述展開を試みるが、なかでも、かれらが近世という未分化で、厳しい時代に盲目障害というハンディキャップを背負いながら、実際に現実社会をいかに生き抜き、生活の営みをどのようにかさねたのか、また、社会における民衆の受け止め方などをもふくめた状況探求と解明を優先してすすめるべきと考えたが、それ以前に、ここで、かれらの基盤である賤民層に視点をあて、広い立場からの解明ならびに考証を先述することにする。

ここで、再び本居内遠著「賤者考」の中から参酌して、当時、賤者と考えられ、その範疇にあったと記るされたものを挙げることにする。

古令制良賤差別(雑戸、官戸、官奴婢、私奴婢、陵戸)、陰陽師、神事舞(代神楽、獅子舞、千秋万歳)、猿楽、遊女(遊行女、婦藝子)、傾城夜發、飯盛女、茶汲女、出女、願人僧(住吉踊戯、開帳戯経、ちゃんかれ祭文)、浄瑠璃芝居、葵葉觀物師、偽造師(山師、マヤシ、呼売、読売拐児)、梓巫女、田楽法師、放下師、白拍手(舞子、踊子)、傀儡女、越後獅子(軽業)、俳優(お国かぶき、素人狂言、身振物

まね、聲色女、歌舞伎猿狂言、小兒芝居、茶番狂言、俄茶番、乞食芝居)、舌耕軍書読落咄、軽口物真似、弦売僧(鉢叩)、事触(鹿島踊)、狙公(猿狂言)、堂免(風呂)、刑殺人牢番、肝煎じる(町役、歩役、夜番、番子、辻番、番太郎)、犬神、髪結(一銭剃)、盲目(女瞽三弦弾、町藝子、琵琶法師)、浄瑠璃語(女大夫、アヤツリシ、釣人形師、仙台浄るり)、浮浪(やどなし、雲助、逃亡、追放)、乞食(片居、癩疾物、吉崎疾、癡狂)、丐頭、番太(非人番、ハチャ)、穢多非人(餌取、皮田二八ヶ条文)、備具師(土師)、青楼(幫間、仲居、引船、まはし男、軽子、花車、鎗手、女髪結、芸者風呂屋、密会宿)、観進比丘尼(巫女、お寮)、男色(治郎)、伯楽(馬子、牛子、曲馬芝居、女曲馬、曲毬)、放免、妖曲歌(長歌、小歌、きやり音頭、説教祭文、船歌、馬子歌)、行乞、伎丐、難波町(棄児)、懐炉燵房、革細工などである。

勿論、近世における賤民の中に包含されていたのは、ひとり座頭の障害者だけではない。そのほかの障害者⁽²⁸⁾すべても包含されていたことは言うまでもない。いずれの障害者も、日常生活において家族や肉親の養育依存を得なければならぬ障害者が多かったのである。また、家族や肉親の養育も困難であるような場合には、乞丐をするなどの行為によって「日常の糧」を得なければならぬところまで追い込まれていった障害者も少なくなかった⁽²⁹⁾。それらの中にあつて、座頭の境遇は、まだめぐまれていたのであつて、生活費を自力で得るための手段として針治療・按摩・琴・三味線などの演奏、あるいは吉凶ごとのある家を訪れて何がしかの「施し」を貰うける、場合によっては金貸し業なども含めて「暮らしの糧」を得る手段はそれなりに存在した⁽³⁰⁾。

4、時代変遷と障害者生活実態の変化性

それでは、近世に生きた障害者の現実的な生活実態の内実はどのようなものであったのであろうか。通観してみることにする。

多くの史料でものべているように、中世でみられたような、若干なりとも障害者を包摂し得るだけの家族形態が保持されていて、家族・肉親などを中心と

した協同的生活基盤が確保されていた時代であれば、些少の糊口をわけあい、生活は繋ぎ止められたのであろうが、近世に時代が変わるや、俄かに生活基盤に変化を齎すことになるのであった。それらの点について、生瀬氏は、つぎのように論述している。中世農村から近世農村への展開過程を一口で言うならば、複合家族経営から単婚小家族経営として特徴づけることができよう。したがって、中世農村における「障害者」と近世農村における「障害者」とのあいだに、そのあり方に変化があるとすれば、複合大家族経営から単婚小家族経営へという推移のなかにあるはずである。さらに、氏は、信憑性の高い史料⁽³¹⁾にもとずき次のようにも述べている。小家族経営よりは大家族経営に包摂される半隷属的な存在としての障害者の方が多かった。論理的には、複合大家族経営から単婚小家族経営へという展開のなかで、経営内部に障害者を包摂しうる余地は小さくなっていったと考えられる。

また、生瀬氏は、中世でみられたように、土地所有の障害者が近世にも同じようにみられるか否かについて述べておられるが、それによると、近世期には障害者の土地所有が全くなかったわけではない。たとえば、信州上田領更級郡戸部村の宝永三年（1706年）の差出帳には、座頭の志津都について「家屋敷・田畑所持仕罷有候」としてしていることからわかる。

しかし、上田領には六二名の座頭の存在が確認でき、内二三名について、多少ともその生活のようすをしりうるが、田畑の所持を確認できるのは上の志津都だけである。そのほか、別屋敷持、家持、自分屋敷といったかたちで記載されており、一応自立していると思われるものが十一名である。残りの十二名は「親がかりニ而罷在候」とか「伯父ニ掛り居申候」といったかたちで存在している⁽³²⁾。

上述してきたように、中世期頃までは、たとえ零細とはいえ障害者においても、土地所有農民としての途が拓けるかにもみえたが、近世期にはいるや、徐々に障害者による土地所有は不可能化されることになるのであり、「親がかり」、「伯父がかり」といったかたちでの被扶養者として生活せねばならない可能性が大きくなっていったのではないだろうかとも生瀬氏も述べている。

5、当道座と官金売買

加藤康昭氏は、幕藩体制下における民衆支配の原理について、つぎのように述べている。民衆を主として職業によって身分別に編成し、各身分間に上下の序列と差別をもうけ、かくして作りあげられた階層的身分秩序の下に民衆勢力を分断支配（傍点筆者）することになり、近世の身分はいわゆる士・農・工・商の四民と、穢多・非人その他の賤民に分かれ、この基本身分のほかに公家・神官・僧尼などの特殊身分があり、座頭（ここでいう「座頭」は検校・勾当をも含めた当道の総称である）も、また近世身分制度の周辺に一つの身分としてくみこまれていた⁽³³⁾。

つまり、それは賤民内にあった障害者のほとんどは近世農民社会の中に吸収され、一般民衆の中に埋没されていたのであったが、座頭にたいしては、とくに他の諸身分とは異なる特徴的な法制的処遇を別途立法化させ、享受されていたのである。これらの点に関する加藤氏の論述を、下記に要約すると、

(1) 座頭が、従来まで在った百姓など他の身分から抜けて、座頭仲間に入るためには、出家などと同様、領主の許可をようし、人別帳上に「座頭」の肩書が記載されることになっていた。

(2) 座頭仲間を支配する幕府の役職は、延享元年（1744年6月）までは若年寄とされたが、その後、天明4年（1784年正月11日）から、老中田沼主殿頭より、惣録清沢検校宛申渡には、

「其方并支配向共、以来公儀江拘り候儀ハ格別、身分江付候願事届等ハ向後寺社奉行、又ハ町方江拘り候儀ハ町奉行江可申出候」。

と提示されている通り、座頭の身分に関する事項は僧尼・社人・山伏などと同様、寺社奉行管轄とされている。

(3) また、刑法に関する事項においても武士、庶民はもちろん、僧尼・社人や穢多・非人とも異なり、とくに「座頭御仕置」の令などをふくめて、独自の座法（仲間法）による仕置が認められていたのであ

る。

上述されていることは、ひとえに幕府が座頭仲間を一つの身分としてとらえ、かつ、士・農・工・商など他の諸身分とは異なる法制的処遇まで享受されていたことも認識できるところである。そればかりか、その身分の内実においても、賤民ほどに厳格なる差別はなく、どちらかと言えば僧尼に類似しており、また他の身分との地位の上下についていえば、座頭内の諸身分つまり、階級に応じて上は武士と重なり、下は賤民身分と一線を画しながらも、事実上は非人身分である下層雑芸能者と重層していたことは衆知の通りである⁽³⁴⁾。

さて、江戸時代漫筆（下）に座頭金について述べられているが、座頭金はまた官金とも盲金とも呼ばれ、盲人の貸金のことである。これは、元来、盲人が将来、検校の警官を得る資金を増殖するための貸金なので、官金とも呼ばれることになるが、のちには、そのような目的とは関係なく、盲人が貸付ける金を広く官金、座頭金と呼ぶようになり、その取立てがきびしいことで名を売ることにもなる⁽³⁵⁾。

そこで、座頭が将来、検校の警官を得るためとはいえ、何ゆえにそうまでして守銭奴の行為をなさねばならなかったのであろうか。そこには種々なる背景のもとに幕府による対座頭政策が存していたともいわれている。

すなわち、慶長八年二月、徳川家康の征夷大將軍に任ぜられると、当時の惣検校であった伊豆圓一（一を都とも作る）は、旧知のこととて恐悦の御祝儀を言上するために出府した。そして当道座中（室町期以降代々の幕府が公認した盲人の団体を斯く称した。即ち盲人の座であり、結衆であり組合でもあった→中山太郎著「日本盲人史」）の事、及び盲人支配の事に就いて献策するところがあった。その折の事情に就き「当道大記録」に、下記の如く記してある⁽³⁶⁾。

東照神君、天下御一統に治めさせ給ひし時、職役伊豆惣検校圓一罷出、先例之通恐悦御礼申上畢。時に、東照宮被為仰出、当道古代之儀被為有御尋。依て伊豆検校古赴一々申上候処、東照宮被為遊御聞、当道の格式、古来之通相守可申旨被為仰付。勿論検校勾当には座中の官物、無相違永代被下置

候旨被為仰付、座頭以下には先例之通、諸道運上被下置候旨被為仰付。則天下泰平の御祝儀 大名旗本御家并寺社百姓町人に至る迄で、運上以来無相違当道へ可差出旨、天下一統へ被為仰出候。其の上当道の式目、御改正被成下置、自今以後右之条々堅相守可申旨、伊豆惣検校へ被為仰付候ニ付、難有旨御請申上退出致候也云々。(以上一浮嶋本) →中山太郎氏引用のものを転載

中山太郎氏の論述によれば、上記の事が江戸期を通じての、幕府の当道保護政策をみるに至った根拠となったものと述べている。さらに加えて、氏は、「本朝盲人伝」の記録から、徳川家康と伊豆圓一(後に惣検校として推挙されることになる)との親密関係にあったことも触れ⁽³⁷⁾、そのような庇護の下に当道の座中を整理し、併せて座法を改修し座基を確立するのに、此の上もない適材であり且つ恵まれた境遇というべきであり、そして此の結果として幕府の対盲人政策は、実に下記の如き事実となって現れ、然もそれが江戸期を通じて、変更する事なく実行されたのであった。

- 第一 当道の座を公認して自治を許し、死罪遠嶋等の重刑の犯罪まで、総て座法を以て処断せしめた事。
- 第二 検校勾当等の誓官を公認し、之が売官に因って得たる金圓、及び諸種の運上として徴収した金穀を、座中の者に配当するを許した事。
- 第三 官金と称する金貸業を営む事を認可し、事実上此の債権に対しては、先取の優越権を与えて保護した事。
- 第四 全国の盲人を当道座に加入せしめ、京都の職検校又は江戸の惣録検校の下に統一管轄せしめんとした事。
- 第五 盲人には一切の租調の義務を免除した事。

これらの複合的要素を総合的に勘案して中山氏は、是等の根本観念が、盲人は不具者である、憐愍を加へねばならぬと云ふ教化主義及び此の主義から生まれた温情主義に因ると述べながらも、一方それとは相反した思考も出現しているのである。すなわち、ある程度の権限を座頭たちに委ね、そして自治を容

認し、所謂『治めざるを以って治むる』とする方針が幕府の対盲人政策の根底に流れていたとも付言されている。

しかし、時の幕府は上記の第四でみられるように全国に散在のすべての盲人を当道座に加入することを奨励し、江戸と京都の二カ所に拠点として設置を認めて、座の統一と管轄を図るとともに、第二にみられるように、検校、勾当そして座頭等という警官の地位を公認したばかりか、その売買をも容認するのである。さらに、第三にも述べられているような官金と称する金貨業の開業をも認め、その債権に対する先取の優越権を幕府自らが与え、公認するなどそこには、きわめて公認するには納得し難いとおもわれる程までの甘受さを幕府の措置に感じられるのである。

とにかく、金銭に拘わる行為に対しては事前の段階で、確固たる規制を定めぬままに放置して営なますことにより種々なる社会問題を惹起することは必須のことであるが、江戸期における座頭の金貨業においても御多分に漏れず、様々の事件を噴出している。そのよい例が座頭による高利貸業であろう。それらに関する原因などについては、後述するが、一般庶民も含んだ金貸しなどの横行はなんと言っても一七世紀後半から一八世紀初頭まで発現した商品貨幣経済の飛躍的發展との関連を見逃すわけにはいかないだろう。藤野保氏も論述するように、徳川氏が覇権確立以降、直ちに全国の主要都市・鉱山を直轄し、かつ貨幣の鑄造権を独占することによって、全国的流通市場を自己の掌握下においたことは、徳川一門・譜代大名の創出、直臣団の強化、直轄領・農林の拡大と相俟って、諸大名（この場合は外様大名）に対して幕府の軍事的・経済的基礎を強大ならしめるとともに、そのことが既述した諸大名に対する政治的統制を可能にし、かつ徳川氏を統一的封建権力とする集権的封建国家たる徳川幕藩体制の成立を可能ならしめたと述べている⁽³⁸⁾。

享保三年幕府は、御触書の発布⁽³⁹⁾を行い、正徳の新金銀を基準貨幣に定めるとともに、交換比率を純金銀の含有量に應ずるよう改め、急速な通貨の統一を図っている。しかも幕府は新金銀の通用に際し、江戸の両替屋仲間を6000人に限定して株仲間を組織化させている（「両替年代記」、辻達也「歴史学研究」

225号)。このように幕府がこれらの株仲間を通じて流通過程に対する統制を図ったのであった。

さらに加えて、活気的な貨幣流通経済の推進基盤ができあがりつつある時期でもあり、さらに座頭にとっては座の地位を金銭売買によって取得する必要がある、そのために現金収入を得るための一手段としての行為が金貸業へと傾き、やがては、高利貸屋へとエスカレートしていったとすべく一般的推測ができるのである。また上述もしてきたように座頭には、特別の処置をもって官金と称する金貸業の開業も御上から容認されているという状況下にもあったのである。

ここで、中山太郎氏の論述された一部分から参酌すると、

盲人の貸金相手は、武家には大名旗本御家人あり、町方には大店の商人を始め諸種の興行人など、有らゆる階級に及んでいたのである。幕末の頃に永堀検校が豊後延岡藩主内藤能登守へ貸付た証文が現存し武士が借金して強催促に遇ひ、面目を傷つけられて切腹した事件もあったと言う。

念書一札之事

一、御坊御弟子衆中御渡金之内追々御無心申入致借用罷在候金子証文五通にて金六千五百両此度不残致皆済申上候付右証文五通役人共立會之上只今慥ニ請取申候是迄之御禮旁念書一札依而如件

安政二卯年九月十一日

内藤能登守内

座頭の中には上記のような途方もない程の高利を貪っていた例は少なくなかったとも言われている。川柳點に『面白く踊る座頭の五両一』と言ひ、更に、『座頭の胸をたち割ると金がでる』などと詠んだ句もみられている⁽⁴⁰⁾。

一方、金貸側の座頭にしてみれば、爪に火を灯すような吝嗇な生活をしながらもなお、守銭奴になりきらねばならぬ理由はあったのである。

つまり、前述もしているように、盲人総て、原則として当道座への加入を強

られているのであって、そしてそこには、四官十六階七十三刻の警官階級（第1-1表、第1-2表参照）にわかれており、座頭仲間は『次第昇進仕らせべし』とされている（「当道要集」に、『光厳院崇光院二帝の勅聞に達し云々。検校、別当、勾当、座頭の四官を十六階にわかち、以来師匠検校より其門葉に許すべしと詔ありて永宣旨を下し』給うとある。すなわち、警官を授与されるためには、金子を以って買い求めなければならないのである（第1表参照）。警官の最終である検校までの階級を求め得るまでには、総計719両もの金銭が必要とされているのである。さらに、その他の必要経費分を加算するならば、莫大な支出分が予測できるのである。それでも、かれらが、孤独と路頭に迷う道を考えるならば、座仲間としての組織人で生きる選択肢を得て、座で定着可能な自己維持に必要な維持経費獲得の為の手段として、上述のような行為が生起したともかんがえられる。

そして、加藤氏も述べているように、常人と同様により高位の官位に昇進したいとする欲も湧き出るのであって、それはまさに、僧官を得るための僧侶の出世金が利貸されたのと同じである。

また、前述もしてきたように、幕府は盲人の官金にかんする問題については種々なる取り決めなどをもって、きわめて、恩情ある措置を講じており、盲人が官金を貸し付け、その返済請求を出訴した場合、奉行所で裁許されたのである。すなわち官金を法的に承認したのであり、幕府が換金配当による座内の相互扶助をもって盲人の救済を代替せしめる政策をとったことと関連して、その前提として、座に納める官金を保護したのである。また、一方、それらのことがやがては、盲人の金融業への進出に有利な条件を準備することにもなったとも氏は論述している⁽⁴¹⁾。

6、座頭官金取締令

正徳二年（1712年）八月三十日、幕府は、惣検校にたいしてつぎのような官金取締令を出すにいたったのである（「徳川禁令考」第五卷P,130）。すなわち、

第1-1表

階級と官金

4 官	16 階	通 称	73 刻	官 金
		初心 (無官)		
		打 掛	1 半 打 掛 2 丸 打 掛 3 過 錢 打 掛	4 両 3 両 2 分 2 分
座 頭	一 度	衆 分	4 才 敷 衆 分	4 両
			5 (萩の) 上衆分	4 両
			6 中 老 引	4 両
			7 晴	20 両
			8 上 衆 引	6 両
			9 中 老 引	6 両
			10 晴	30 両
	二 度	衆 分	11 上 衆 引	4 両
			12 中 老 引	4 両
			13 晴	20 両
	三 度	衆 分	14 上 衆 引	22 両
			15 送 り 物 引	6 両
			16 大 座 引	3 両
17 中 老 引			6 両	
18 晴			25 両	
勾 当	一 度	過 錢 勾 当	19 過 錢 之 任 じ	3 両
			20 上 衆 引	17 両
			21 晴	10 両
	二 度	送 物 勾 当	22 百 引	10 両
			23 上 衆 引	6 両
			24 晴	4 両
	三 度	掛 司	25 三 老 引	1 分
			26 五 老 引	1 分
			27 十 老 引	2 分
			28 上 衆 引	6 両
29 晴			5 両	
四 度		立 寄	30 五 老 引	5 両
			31 上 衆 引	5 両
			32 晴	5 両

第1-2表

4	官	16	階	通	称	73	刻	官	金
勾	当	五	度	召	物	33	三老引		1分
						34	五老引		1分
						35	十老引		2分
						36	上衆引	4両	
						37	中老引	5両	
						38		晴	25両
		六	度	初の大座	39	三老引		2分	
					40	五老引		2分	
					41	十老引	1両		
					42	上衆引	8両		
					43	中老引	10両		
					44		晴	40両	
		七	度	後の大座	45	三老引		2分	
					46	五老引		2分	
					47	十老引	1両		
					48	上衆引	8両		
					49	中老引	10両		
					50		晴	40両	
		八	度	権勾当	51	上衆引		10両	
					52	中老引		10両	
53					晴	30両			
別	当	権別当	検	校	54	上衆引		10両	
					55	中老引		10両	
					56		晴	30両	
	正	別当	検	校	校	57	上衆引		10両
						58	中老引		10両
						59		晴	30両
	惣	別当	検	校	校	60	惣別当の任じ		20両
						61	上衆引		10両
						62	中老引		10両
検	校	検	校	校	63		晴	30両	
					64	検校任じ		45両	
					65	上衆引		10両	
					66	中老引		10両	
					67		晴	30両	
合 計								719両	

(注) 加藤康昭「日本盲人社会史研究」 pp.181~182

惣検校江被仰出

覚

- 一、近年官金と申礼金を取り、其上三四カ月切ニ致、早利を取申候、向後、
 壹年ニ壹度証文を書替可申候、尤礼金ハやり取申間敷事
- 一、返金延引之方江、座頭共相詰させ、不作法之仕方相聞候、向後ハ本人壹
 人參候而、ひそかに対面可申候、公儀江出し不申候様ニ可仕候
- 一、浪人町人之金子を官金と名付、御旗本衆江借シ申、右之礼金取候様成
 儀も仕候、向後町人浪人江金子取次申候事仕間敷候、自分之金子を以
 官をも可仕候、共ニ能々跡先了管之上、京都江も可申遣候事、右之
 条々於相背ハ、可為曲事者為也

辰八月晦日

このように、短期の貸借契約や礼金・早利などの高利貸、返済の強要、公儀への濫訴、自分官金以外の貸付などを取り締まるよう惣検校に達しており、「座頭共詰させ、不作法成仕形」にたいしては「御歩行目付通り被懸候はゞ、早々召捕可被申候」ときびしく令している。幕府による斯かる措置は、官金貸付の主な対象である武士にたいする高利負債を救済する必要に迫られたからに外ならないものであり、盲人の自己資金に止まらず、官金の高い利回りと仲間の集団的な圧力や訴訟による債権回収の確実性に目をつけた浪人・町人などの資金が、かなり多量に流入しており、盲人がその仲介業あるいは返済督促役として利用されたことが、盲人の官金貸付に一層、社会の注意を引く結果となったことも見逃せないであろう（加藤康昭『近世社会における「遊民」としての盲人の存在形態』）。また、当然のことのよう明和の時代から幕末に至る間に、公認された検校数の増大振りには、瞠目するものがあつたのである。そして、それに比例する盲人資産家数も江戸を中心として増大傾向がみえるのである（第4表参照）。

第4表 国別検校数（明和3－慶応3）

国名	検校数	国名	検校数
江戸	251	武蔵	2
京都	69	越後	2
大坂	63	近江	2
加賀	16	仙台	2
紀伊	12	播磨	2
肥前	10	摂津	2
伊勢	9	備中	2
尾張	9	薩摩	2
大和	8	備後	1
阿波	7	備前	1
築後	5	美作	1
伊予	5	越中	1
安芸	5	飛騨	1
和泉	4	羽後	1
讃岐	3	南部	1
伏見	3	若狭	1
肥後	3	石見	1
筑前	3	長門	1
豊前	3	豊後	1
相模	2	計	517

（注）加藤康昭「日本盲人社会史研究」p.286

7、座頭と民間芸能

五来重氏は、『民間藝能』序のなかで、現代の歴史学は、一回生起性（*einmaligkeit*）の事件史よりも、日常継起性（*wiederholentlichkeit*）の生活史に、より多くの関心をしめすようになってきていると述べ、これはいうまでもなく、

歴史学が人間とは何か、文化とは何か、民族とは何かを問うところからおこって来たのである。このような生活史はとくに庶民史において重要な意味をもつ（日本庶民生活史料集成第一七巻中『民間藝能』序 p、3より抜粋）。さらに、五来氏は、庶民生活とは起伏のない日常生活のくりかえしであり、朝は星をいただいで野良や山や海に出て、夕も星をいただいで夕餉にかえり、炉端の雑誌と昔話や民話を毎日くりかえす。月に何回かの講と説教と寄合、そして年に何回かの祭りや縁日や葬式や婚礼をくりかえしてきたとも述べ、そうした黙々たるその生活活動が歴史をささえ、文化をささえたのであって、現代の歴史は、この歴史の下部構造というよりは、下部人間をあきらかにせずにはすまされない段階に来ているとも言う。そして、そこには、過去の歴史をささえた庶民層の中から民間芸能が生まれ、民間芸能は、もっともめぐまれない盲僧や瞽女などによって伝承され、庶民層に広く、深く浸透し今日にいたっていると述べておられる。

確かに、どの芸能史を繙いてみても、そこには盲人が主役で登場してくる。つまり、多くの先学者方が述べているように、日本の芸能史は盲人をおいてはかたむかることはできないのである。

しかし盲人は、当然のことながら文字を必要としなかったため、史料をのこすことがはなはだすくなかった。したがって盲人の歴史は口誦による伝承か、あるいは偶然の機会に外的な条件で記録された史料ばかりである。しかし、かんがえて見ると庶民の歴史もおなじ条件なのであり、庶民と盲人は口誦伝承でむすばれた一つの仲間なのである。戦後の社会福祉制度のおかげで、盲人は芸能にその生活を依存する必要がなくなった。しかし盲人の長い苦しい歴史は、芸能をのぞいてはかんがえられないのであった⁽⁴²⁾。

近世期における盲人の職域は説経・讃語・祈念・勧進・座組などに関係があったものと考えられる。喜多村信節著の『嬉遊笑覧』（六巻上）に、“浄瑠璃は平家をとり説経を学びて作れるものとみゆ”と説経から浄瑠璃が出たことを説いている。

また、琵琶と盲人僧との関係について述べられている史料などによると、古

代そして中世にその淵源をみる。すなわち、平安時代から声音成仏の便法として仏前唱歌や往生講式の願文を諷誦する際に、すでに、琵琶が用いられていたことが、僧恵心作「六道講式」、「順次往生講式」⁽⁴³⁾などからも明確に看取できる。

そして、我が国の盲人がどのような動機から琵琶を弾奏するようになり、しかも盲人専用と述べても過言ではない琵琶法師と称する職業者をいかにして出すまでに至つたのであろうか。このことについて中山氏はつぎのように述べている。「この問題は、歌謡史から見るも盲人史から言うも、相当、重要な意義を有しているにも拘わらず、是れまで餘り深く此の事を研究した學者のあることを耳にせぬ」と。

この問題に関して、「今昔物語」の末節部分に『蟬丸—中略—其ガ盲ニ成ニケレバ、逢坂ニハ居タル也ケリ、其ヨリ後盲琵琶ハ世ニ始ル也トナム、語り傳へタルトヤ』とあるが、ここで登場する蟬丸は伝説中の人物であり、今昔物語の文面だけで、唐突に琵琶法師の期限とむすびつけるのは甚だ危険である。

また、九州の地神盲僧が伝えたとする説もあるが⁽⁴⁴⁾、これにも納得のいかない部分がみられる。

「當道要集」に、つぎのような説がみられる。

按に、続日本後記に、承和一二年二月一六日癸巳、天皇仁明天皇時康親王人康親王を清涼殿に召れて、元服を加へしめ給ふ光孝天皇一六歳人康親王一五歳の御時也同一五年正月七日戊辰、人康親王に四品を授給ふ嘉祥二年閏一二月九日戊午、上総ノ太守に任じ給ふ、同三年五月一七日甲午、常陸ノ太守に轉任し給ふ、仁壽二年賀陽ノ親王に代て、彈正に任じ給ふ云々。

かくて、文徳天皇御宇天安二年戊寅、宮御歳二九歳にして病に憂させ給ひ、盲人とならせたまひぬ。

貞観元年五月七日、人康親王御歳二九歳にして、親王の號を辞し給ひ釋門に入、御落飾有て法名を法性禪師と申奉る云々。

それより山城及び畿内近国の、筋目よき清らかなる盲人どもを召集め給ひ

御伽となし、四弦玉笛催馬楽等を盲人に教え-中略-又或時は御自ら四弦の秘曲を弾せ給ひ、瞽者どもに催馬楽を唄はせ朗詠を奏せさせなどしておはします。-中略-薨御の後當道の祖神と崇敬奉り、此御霊を祈り奉れば、四弦の妙手を得るなンド、いひ傳へしなるべし。

上述してきた人康親王と當道座の祖神説は、その他にも数々あるのであるが、先学者方と同様に、どの説を取って看てもいま一つ真意はつかみ兼ねるところがある。

また、「大鏡」一卷に詳記されているように、冷泉院第二皇子・三条天皇は、盲帝におわしたことは周知のところであるが、その眼病の要因と物ノ怪の迷信とを結び付け、やがて宮廷にまで蔓延し、帝が比叡の中堂へ籠り給うたとも伝えられている。

つぎに、民間芸能史の中の幾らかの史料を管見すると、琵琶と盲人との深い結び付きは古代からの縁で繋がりがあったことが判る。

そもそも、我が国に支那から琵琶が渡来したのは奈良朝の時代に溯るが、その当初から盲人との繋がりがあったことが記述されており、盲人が琵琶を演奏するのは、支那の風俗を伝来したものとも伝えられている⁽⁴⁵⁾。そこでさらに、中山氏の論述を参酌することにする。

“筑土鈴寛氏は、国語と国文学（七の八）「唱導と本地文学」との記事中に『琵琶弾盲僧は経文や偽経を楽器に合わせて門に立つが、彼等の出自は猿楽記に記す琵琶法師で、寺の影響をうけぬ物語を有っていたであろう。而して寺に関係するようになっては、大寺の説経も取り入れたことであろう』と論述しているが琵琶法師は始めから寺に関係していて、むしろ諸仏讚嘆と仏教音楽の先達と発展に寄与した人々である”

と中山氏は述べている。

そうした宗教琵琶から文芸琵琶へと飛躍し、完成を果たし、“平家物語”がその基調となったと言っても過言ではないであろう。つまり、平家物語を琵琶の音韻に一体化させ口唱文芸として完成させたことによって、鎌倉時代(平家滅

亡後二九年目、実朝將軍職より十一年目→中山太郎「日本盲人史」P、98参照)の頃より、近世に至る長い歳月の間、盲人と言えば平家琵琶を連想させるまでにその間を風靡させたのである。

また、地神盲僧の芸能は宗教儀礼と娯楽的芸能(説経や端唄)との混合化によって完成をみることになり、この面においても先達としての貢献を果たしたといってもよいであろう⁽⁴⁶⁾。

さらに付加するならば、盲人等によって、始めて三弦の楽器が創始され、浄瑠璃ぶし(節)に合わせて、弾ずる道も拓いたのである。また、宮蘭ぶしから脱して“仙臺浄瑠璃”を盲人等の手によって作られ⁽⁴⁷⁾、今も語られ続けているのである。

引用・参考文献

- (1) 室町時代、琵琶法師の官名。盲人四官（検校・別当・勾当・座頭）の最下位。（「広辞苑」より引用）転じて盲人の総称として使かわれてもいる。
- (2) 安良城盛昭「幕藩体制社会の成立と構造」
- (3) 松平太郎 「江戸時代制度の研究」上巻
- (4) 栗田元次 「江戸時代史」上巻（一）、（二）
- (5) 三上参次 「江戸時代史」上巻
- (6) 本庄栄治郎「近世の日本」有斐閣 pp.24～30、本庄栄治郎著作集・第5集「日本社会史」
- (7) 北島正元 「江戸時代」岩波新書、「近世の民衆と都市」名著出版
- (8) 藤野 保 「新訂・幕藩体制史の研究」吉川弘文館、「藩政史研究の回顧と現状」社会経済史学
- (9) 木村 礎 「封建村落」（木村編）、「日本封建社会研究史」、木村礎著作集「藩領と大名」3巻
- (10) 井上準之助「近世封建社会の研究」名著出版
- (11) 所 理喜夫「関東転封前後における徳川氏の権力構造について」（地方史研究・四四号
- (12) 本居内遠「賤者考」（本居内遠全集十一巻）吉川弘文館
- (13) 中山太郎「日本盲人史」、「続日本盲人史」、「日本巫女史」八木書店
- (14) 成田 守 「盲僧の伝承」三弥井書店
- (15) 生瀬克巳「近世日本の障害者と民衆」三一書房
- (16) 加藤康昭「日本盲人社会史研究」未来社
- (17) 中野幡能「盲僧」歴史民俗学論集（二）名著出版
- (18) 永井彰子「盲僧琵琶の道」（大系『日本歴史と芸能』六巻平凡社
- (19) 石井良助「新編江戸時代漫筆」朝日選書（一三一）
- (20) 尾藤正英「近世史序説」の中で、尾藤氏は、まず近世という時代を、封建制の成立と発展の過程の上で、どの段階に位置づけるべきかということが大きな問題となり、そこからさまざまな問題が派生してきていること

が注目される。この場合の「封建」とは、漢字の本来の意味での中国古代に存在した封建制度ではなく、feudalismなど欧米語の翻訳として、西欧の中世社会を特色づける封建制度を指していることは、改めて説明するまでもない。と、尾藤氏は、述べるとともに、近世が封建制の時代であるというのは、ほとんど自明の事実とされているとも述べている(p.7)。

- (21) 後藤陽一「近世の身分制と社会」(岩波講座『日本歴史』九巻・近世一 p.313～315)
- (22) 上掲書(21) pp.136～139
- (23) 前掲書(8) pp.6～8
- (24) 前掲書(12)
- (25) 「青標紙」(江戸双書・二巻所収)、斎藤隆三「近世日本世相史」 p.p260～285
- (26) 本庄栄治郎「百姓町人の歴史」 p.27
- (27) 上掲書.p.121、東洋文庫・五〇「絵本江戸風俗往来」平凡社
- (28) 「賤者考」の論述中に、乞丐のなかで障害者の種類を挙げている部分がある。それによると、盲(メクラ) 聾啞(ツンボオラシ、一傍点筆者) 無手(テンボウ) 指躰(アシナエ) 畸疾(侏儒大瘤) 癡子(アハウ、一傍点筆者) などがあり、さらに、生瀬克己氏が寛永年間の肥後合志郡地方に居住していた障害者の類別を「永青文庫」の中から抽出してつぎのように挙げている。こしぬけ、こしおれ、こしひき、めくら、なへぼう、役二不立、ざとう、やまいもの、わずらいもの、いきひき、わたわもの、おし、手なえ、ごぜ、ふく病、病人、むし病などがある。
- (29) 前掲書(12) p.701
- (30) 前掲書(13) p.268、永井彰子「盲僧琵琶の道」(大系『日本歴史と芸能』第六巻)、村田道宣「肥後琵琶伝承誌」(『仏教民俗大系』第二巻)
- (31) 小家族経営と大家族経営にみる障害者の包摂状況(第2表・第3表参照)

第2表

肥後の合志郡の家族規模と障害者

家族規模	障害者を有しない経営	「障害者」を有する経営	
		血縁者の障害者	非血縁者の障害者
1人	7戸 (0.55%)	0戸 (0%)	0戸 (0%)
2	96 (7.59)	3 (9.09)	0 (0)
3	204 (16.13)	2 (6.06)	1 (0.85)
4	163 (12.89)	4 (12.12)	4 (0.43)
5	173 (13.69)	7 (21.21)	7 (5.98)
6	129 (10.21)	6 (18.19)	14 (11.97)
7	114 (9.02)	3 (9.02)	9 (7.69)
8	101 (7.99)	4 (12.12)	19 (16.24)
9	62 (4.91)	1 (3.03)	8 (6.84)
10	56 (4.43)	0 (0)	4 (3.43)
11	29 (2.29)	0 (0)	9 (7.69)
12	31 (2.45)	0 (0)	5 (4.27)
13	21 (1.66)	2 (6.06)	10 (8.55)
14	14 (1.11)	0 (0)	3 (2.56)
15	18 (1.42)	0 (0)	0 (0)
16	12 (0.95)	0 (0)	6 (5.14)
17	10 (0.79)	0 (0)	5 (4.27)
18	4 (0.32)	1 (3.03)	4 (3.43)
19	3 (0.24)	0 (0)	0 (0)
20	4 (0.32)	0 (0)	1 (0.85)
21	4 (0.32)	0 (0)	1 (0.85)
22	3 (0.24)	0 (0)	0 (0)
23	1 (0.08)	0 (0)	1 (0.85)
24	1 (0.08)	0 (0)	3 (2.56)
25	0 (0)	0 (0)	1 (0.85)
26	0 (0)	0 (0)	9 (0)
27	0 (0)	0 (0)	0 (0)
28	1 (0.08)	0 (0)	1 (0.85)
29	1 (0.08)	0 (0)	0 (0)
30	1 (0.08)	0 (0)	0 (0)
31人以上	1 (0.08)	0 (0)	1 (0.85)
計	1,264 (100)	33 (100)	117 (100)

(注) 血縁者と障害者と非血縁者の障害者の両者を有する経営は重出させている (1戸)
生瀬克己氏作成のものを参酌した。

第3表

肥後の総人口と障害者

	本 高	総 人 口	牛 馬 数	障 害 者
飽 田 郡	65,772.95935石	22,893人	3,912頭	293人
託 摩 郡	29,224.70456	9,265	2,129	26
益 城 郡	173,984.66914	38,918	10,417	457
宇 土 郡	32,750.70740	8,480	1,326	15
八 代 郡	58,805.46621	14,997	2,196	117
葦 北 郡	15,992.71716	11,816	1,165	53
山 本 郡	25,570.40212	7,025	1,751	36
山 鹿 郡	31,623.23579	11,179	2,776	19
玉 名 郡	106,541.60258	42,281	7,550	440
菊 池 郡	25,499.53217	9,352	2,604	54
合 志 郡	41,434.28598	10,231	3,756	149
阿 蘇 郡	58,178.41960	20,772	9,480	136
鶴 崎 郡	11,031.45185	11,815	1,881	307
大分郡野津原	7,185.00574	4,810	1,255	201
計	683,545.16365	223,834	52,198	2,303

(注) 飽田郡の障害者は原史料に「盲人・非人、片輪者」とあるもの。その他は「かたハもの」「めくら」「こしひき」「こしぬけ」と表示されているものの、合計人数をしめした。

「各郡人畜并家数など」より生瀬克己氏作成

(32) 前掲書 (15) p.66 「大日本近世史料・上田藩村明細帳」下p.427

(33) 前掲書 (16) p.231

(34) 加藤康昭「日本盲人社会史」p.232

(35) 石井良助「新編江戸時代漫筆」下 朝日選書13p.1, 214

(36) 中山太郎「日本盲人史」pp.249 ~250

(37) 上掲書 (36) pp.251 ~252

(38) 前掲書 (36) p.256, 藤野保「新訂幕藩体制史の研究」p.384, 伊藤多三郎「日本近世史」, 作道洋太郎「近世日本貨幣史」

- (39) 「御触書寛保集成」33-1811号
- (40) 前掲書 (13) pp.344~345
- (41) 前掲書 (34) pp.127~128
- (42) 「日本庶民生活史料集成」十七巻 p.109
- (43) 「続群書類従」や「拾遺往生伝」などにも記載されている。
- (44) 前掲書 (13) p.72
- (45) 前掲書 (13) p.74~75

なお、琵琶を弾く盲人の代表的歌謡曲に『平家物語』が挙げられ、その物語の作者は不詳で知られるが、「徒然草」や「日本随筆大成（『筆のすさみ』）」四巻などの記述の中に『平家物語』は、信濃前司行長をはじめ葉宅時長、吉田資経、源光行、憲耀法師、願教法印、菅原為長その他の大勢の人々の手によって加筆され、長い歳月をかけて完成に導いたとも伝えられている。

- (46) 「日本庶民生活史料集成」十七巻p.114、中野幡能編「盲僧」（『歴史民俗学論集2』）、伊藤博之他編「歌謡・芸能・劇文学」（『仏教文学講座』七巻）、成田守「盲人の伝承」-九州地方の琵琶法師-
- (47) 本居内遠「賤者考」（『本居内遠全集』十一巻） pp.696~698